

日本弁護士連合会会則中一部改正

日本弁護士連合会会則の一部を次のように改正する。

第六十五条に次の一項を加える。

4 資格審査会は、前二項に規定するほか、本会の請求により、沖縄弁護士に関する政令（昭和四十七年政令第百六十九号）第四条第一項第二号に基づく沖縄弁護士名簿への掲載の取消しに関する事項を審査することができる。

附 則

第六十五条第四項（新設）の改正規定は、令和元年十二月十四日から施行する。